



| | |
|--------------|---|
| Title | 成尋阿闍梨の渡宋 : 『成尋阿闍梨母集』覚え書き |
| Author(s) | 伊井, 春樹 |
| Citation | 詞林. 1992, 12, p. 32-52 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/67325 |
| rights | |
| Note | |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

成尋阿闍梨の渡宋

—『成尋阿闍梨和尚集』覚えん書きさー

伊井 春樹

一 成尋の出立

成尋阿闍梨が宋の皇帝に奏上した「奉文」（『參天台五臺山記』（1）延久四年六月二日条）によると、「ム（某）從少年時」有「巡禮志」と、五台山への巡礼は少年の頃からの望みだったという。許可を得るための情熱を込めた言辞が含まれているにしても、少年成尋を初めとして僧籍にある者にとって五台山はあこがれの聖地であり、巡礼することができればという夢は人々にとって共通のものであったろう。とりわけ、承和五年（八三八）六月十三日から、帰国する同十四年十二月十四日にいたるまでの詳細な記録である円仁（慈覚大師）の『入唐求法巡礼行記』は、夢を抱く者にとって現実に近づくための手引書としての役割を果たし、中心をなす同七年の五台山の記述は胸の踊るような思いで読まれていたはずである。『春記』の長久元年（一〇四〇）九月十二日条に「慈覺大師參 五台山」之間、師子忽現即失了、仍即取 其跡土、帰朝安_レ置今法華堂 云々

と、これは円仁の記録にはないが、書物だけではなく、持ち帰ったという獅子が出現した跡の土までがありがたい証拠として保存され、人々の尊崇の対象ともなっているのである。成尋とそれは知っていたであろうし、松浦郡壁島から船を出して三日目、「今日浜雀二來、船中。如、巡禮記」（2）と、円仁の記述を思い出してみるとほどなので、出発にあたってはその足跡を詳細に点検もしていたようである。もつとも成尋は、「參天台五臺山記」の延久四年十月十四日条に「覺大師巡禮記三卷依宣旨進上」と宋皇帝に献上しているので、それまで持ち歩いていたようだが、ただ「至、巡禮記第四卷、隱藏不、進上」と卷四だけは隠して呈上しなかったとも記す。

五台山への巡礼の夢を果たしたいと望んだところで、誰しも実現できるものではなく、それにはかなりの覚悟と決断を必要としたに違いない。母にとって、律師と成尋は自慢の子供で、とりわけ「阿闍梨世の中にいたく仕へ、修法なども、ここかしこひまなくしつつ」（3）と世評の高さと貴顯からの厚遇に、母

親としての期待も大きかった。しかし、高徳の僧として世の人々から尊崇され、榮達の道を歩めば歩むほど、成尋にとつては心身ともに疲れ、これ以上の世俗的な望みよりも、ともすれば「心のどかに行ひなどしてはべらばや」ということばがしきりに口の端にのぼるようになつたという。

『成尋阿闍梨母集』は、延久三年（一〇七一）一月三十日に母はそれまで住んでいた岩倉大雲寺から仁和寺へ移され、翌日の二月一日ばんやりと悲しい思いに沈み、急変した自分の意味を反芻しながら筆を執り初め、そこからさかのぼつて過去への回想をしていく体裁をとる。今にして思へば、成尋が加持祈禱を勤めて疲れた体で戻つてくると、つい母に対して甘えた愚痴のように「心のどかに行ひなどして云々」と言い続けていたのは、渡宋する心があったからなのだと、一つ一つのことばの背景をときほぐして自分なりに納得していくとする。成尋にしてみれば、五台山は少年の頃から夢であつたにしても、それまでは現実感のないまま過ごしてきははずで、年とともに多忙をきわめるようになるにつれ、「修法」などに奉仕させられた「ここかしこひまなく」する日常の生活ではなく、もうすこしおち着いた真の「行ひ」がしたいとの望みが、少しずつ現実のこととして考えるようになつていったのであろう。

治暦三年（一〇六七）十月五日の後冷泉天皇の、頼通の建立した宇治平等院への行幸、そのはなやかさが喧伝されてほどなく、「人ともあいついで病氣という報、それにもない成尋は

これまで以上に「宇治殿へ参りなどしたまふに、また内裏の御修法とし、道を中にして歩き」という暇のなさで、都と宇治との間をかけずりまわるというありさまとなつてしまつ。その後、宮中には仁和寺宮（性信法親王）が勤めるなど多くの僧達が集められたのにもない、成尋は「護持左丞相」「二十年」（前掲「奉文」）と、頼通の護持僧として二十年も仕えてきただけに、「（宮中には）よき人あまたさぶらひたまふほどに、しばし」と召されて、宇治に留ることになる。後冷泉天皇の病状は一向に好転しないまま翌年を迎へ、「帝いたく悩ませたまひて騒ぐと聞くほどに」と彼女も耳にするほどの世の騒ぎだったようだが、やがて治暦四年四月十九日に四十四歳で崩御してしまつた。それからほどなく頼通の病気はよくなつたようで、宇治から帰京した成尋は「あさましう夢のやうにもはべる世かな。限りなき御身にも、世のはかなさはかくこそは」と、一段と落胆し、

年ごろよりもなつかしう召しつかはせたまへることの、思ひではべるもいとこそあはれに、

と、帝の死に大きな衝撃を受け、「限りなき御身」とて世の無常からは逃れられないことをいまさらながら痛切に感じるのであつた。

成尋が都に戻つて岩倉に入ったのは七月一日、その少し前に七十七歳の頼通はすつかり回復したようで、老少不定とはいえまさまさと日にしてこの現実に、五十八歳となつた成尋はかね

ての夢であった五台山巡礼を具体的に実行する決意を固めるにいたつたのである。彼はすぐさま大雲寺の人々とも相談し、その実施に向けての計画を立てていった。五台山行きは確かに成尋の夢であつたにしても、これは個人的な嘗みなどではなく、供の僧や膨大な費用などを考慮すると、全山をあげての行動であったはずである。

「そこに入りて念佛もせよかし」と、母が岩倉の成尋から招かれたのは七月一日以降のこと、その折にはすでに彼の五台山行きは実施に向かって進められていた。それとは知らない母親にしてみれば、八十一歳にいたるまで「これ以上の幸せはなく、近き所にて見かよはして、思ふさまにはべる」と、彼女にとって後は律師と成尋に見とられながら平穀な死を迎えることだけが唯一の望みであった。ところが、このような晩年になつて彼女の運命を大きく変えたのが、岩倉入りして二年後の延久元年（一〇六九）のこと、のどやかに物語をしている折に、成尋は、このふさしくゐたる行ひ三年果て、唐に五台山といふ所に、文殊のおはしましける跡のゆかしく、拝ままほしくはべるを、年ごろ宿曜に言ひたることの、かならずかなふを、六十一慎むべしと言ひたるを、若くはべりより思ひしことは、のどかに行ひして、人騒がしからざらん所にあらんと思ひしを、今までかくてはべりつるを、年老いり同じくは死なぬさきに、思ふことせまほしきを、彼女にとつてまさに衝撃的な告白を受けることになるので

ある。成尋が今勤めている「ふさしくゐたる行ひ」とは、『參天台五臺山記』の壁島を出航した三月十九日条に、「爰東風切扇波濤高猛。心神迷惑。不修行法。心中念佛」と初日から船は激しい波風に翻弄され、「不覺醉臥」と船酔いする者、「余人頗宜」と平氣な者もいる中で、成尋は「予苟懸大袋、終日竟夜辛苦。五箇年間、以不臥為勤。今望此時、殆可退転」と、大きな袋に寄り掛かり、午前六時頃に帆を上げて以来、一晩中苦しみ続けたという。これまで勤めた五年間の「不臥」の修行も、今波風によって心がゆるみかねない、と彼は書きつける。ここで「不臥」とするのが本文の「ふさしくゐたる」のようで、「ふさ」は諸注でも指摘するように「趺座」なのであろう。足を組み合わせて修行する結跏趺座を意味しているとする、あるいは「ふさしてゐたる」と本来はあるべきかも知れない。

成尋は、結跏趺座による三年の修行を終えると、若い頃からの望みでもあつた、文殊菩薩の靈験の地である五台山に赴きたいと述べ、この時期にした理由として、宿曜による六十一歳は慎まなければならぬこと、これ以上年老いると自分の命の方が危なくなってしまうこと、などによるという。もはやこれ以上待てない、最後の機会というせつば詰まつた危機感が成尋にはあり、後冷泉天皇や頼通の加持に明け暮れた心身ともに消耗する思いはしたくないとの強い決意で、自分自身を救うためにも念願の五台山に巡礼し、人騒がしくない聖地で「のどかに

行ひ」をしたいと、彼は熱を込めて母に訴えるのである。

成尋にとつては八十を超えた母を残して渡宋するは悲壮な決意であったはずで、母と約束できることは「もし生きたらば帰りまで来る。失せなば、かならず極楽をあひ見、拝みたてまつるべき」と思はむ」と言うしかなく、ほかにどのように慰めることはもなかつた。その後の母親は、成尋と別れるという悲しい思いに沈み、早く死にたいとも、生きてこの世で再会したいとも、極楽に往生できるのか、はたしてそこで逢えるものか、などとたゆたう心の繰り返しが、いわばこの作品の基底ともなつてゐるのである。

「趺座」の修行を三年終えると唐へと出立すると打ち明けられた母親は、「その三年過ぐるまで生きで(4)、かの唐のいで立ちみじ。今日明日までも死なむ」と、その三年目が明ける時まで生きていたくないし、そうすれば成尋との悲痛な別離といふ時に遭遇しなくてすむと決意し、死ぬことを心の支えとするものの、命ばかりは思うにまかせず、その約束の日が近づいたのである。

三年過ぎて、この唐渡りのことまことになるほどに、仏の御具ども、幡や何やと人々して急がせたまふ。

と、彼女は見ないはずだった出立の準備をまのあたりにするあらざまで、命のあることを今さらながら忌まわしく思わずにはいられなかつた。

さて、成尋が渡宋に向けて都を離れる時期について、「」の

ふさしくゐたる三年果てて」を、諸注は母に渡宋を打ち明けた延久元年を起点とし、三年後の延久三年と解釈する。すると成尋は、これから三年後に別れることを母に述べたことになるのだが、それではいかにも間違ひのしておらず、それに肝心の彼の慎まなければならぬ年齢が六十一になつてしまふ。成尋は六十歳の年に五台山に赴き、「のどかに行ひ」をして厄年を迎える計画のはずで、延久三年に出来するのであれば、初めからもつとも用心しなければならない六十一歳に合せての出立といわざるを得なくなる。「このふさしくゐたる」とする、現在行なつてゐる「趺座」の勤めは、渡宋を決意して岩倉に戻つてきた治暦四年から始められており、今年は二年目、延久二年の来年が三年目に相当し、それは成尋六十歳の年でもあつた。

このように、成尋の出立は当初の計画は延久二年であつたはずで、それは『朝野群載』(卷二十)に收められる成尋の「申文」が「延久二年正月十一日 阿闍梨伝燈大法師位成尋」とあるのによつても明らかである。成尋としては、宮中に渡宋の申請をし、許可の降り次第その春にでも九州に向かう予定だったに違ひない。しかし、実際はそのようにことはスムーズには運ばず、許可とも不許可とも裁決の出ないまま時間がたつばかりで、余儀なく待機する状態になつてしまつたのである。成尋の「申文」が、一年後の延久三年春の出発のために書かれたものでないことは、内容からも知れられることであるし、またそのような性格の文書でもなかつたはずである(5)。

延久二年の春から大雲寺ではあわただしく荷物の準備が進められ、それも沙汰やみになつたようになつたかと思うと、再びその暮から渡宋に向けての「仏の御具ども、幡や何やと」人々の立ち働く姿に、母はただ茫然とながめるしかなかつた。延久三年春、成尋は六十一歳という宿曜による慎む年になりはしたが、彼にはもはや後戻りする余裕もないまま、かなり見切発車的に都を離れざるを得なかつたのである。

二 母との離別

成尋は、母に対しても生きていれば帰国するし、命を失うようになつては極楽で再会することを述べ、さらに「唐に渡りて、久しき定三年、さらすば、それより近くもまで来なん」と、渡宋するといつても長くて三年、さらにそれより早く母に逢うため帰つてくると約束する。成尋にとって日本に再び戻つて来るというのは、ひとえにこの世での母の姿をもう一度見るためであった。

二月十六日に門出と聞くにつけ、一日一日その日の近づいてくるのは、母にとってまさに身の削られるような深い悲しみを覚えたはすで、おろおろする彼女の眼前ではただ成尋一行の出立の準備だけは着々は進められていた。その忙しい合間にもかかわらず、

阿闍梨、なべての人も読まぬ經、いみじう罪も救ひたまふ、書き出だして、みづから供養じて、泣く泣く聞かせたまふ。法橋、また阿闍梨などいふ人々して、よう書き書かせたまふ。例は尊くあはれに聞かまほしきことなれど、悲しきことに、耳にも聞こえず、目も見えぬやうになり果てて、泣くよりほかのこともなくて、と、成尋は一般には読誦しない尊い經を自ら染筆し、また大雲寺の法橋や他の阿闍梨などにも写經させ、經供養をして母に読み聞かせもするのである。母の罪を救い、極楽に往生できることを願つての法要だが、かねて母の望みでもあつた、「絶え入らん折、二人（律師・成尋）ならび居たまひて、尊きことども念仏し聞かせたまはんを聞き入りて」とする、いわば先取りの仏事でもあつたし、また先例に従つての當みでもあつた。先例とは、育然と寂昭の入宋にともない、母のために両者とも供養していることを指している。

育然は永觀元年（九八三）八月に吳越商人の船に便乗して入宋し、寛和二年（九八六）七月に鄭仁徳の船で帰國を果たす。『本朝文粹』（巻十三）に慶滋保胤による「育然上人入唐時為母修善願文」が収められているように、育然は離京に先立つ天元五年（九八二）七月十三日に母のための願文を作らせてている。彼は「願先參 五台山、欲達文殊之即身」と、五台山への巡礼を望み、渡宋の宣旨を得て日本を離れるのだが、

仏子心有難忍之事。如來重照見之。老母在堂。行年

六十。其恩是深、不、得、不、報。仏子拋、母欲、去、即
可、失、孝行。携、母將、留、亦可、乖、宿懷。初、獨思、
量之、後、終相、一、談之。母曾、無、怨貌、既、有、勸心。仏子、一
歎、一、泣、淚、與、言、落。我、母、不、是、人、世、之、母、是、善、緣、之、母、也。
と、も、つ、とも、心、残、り、な、が、母、と、の、別、れ、あ、つ、た、と、述、べ、る。母、は、
六十、歳、そ、の、恩、は、深、い、な、が、ら、報、い、る、こ、と、も、なく、そ、の、母、を、捨、て、
離、れ、る、の、だ、か、ら、ま、さ、に、親、不、孝、の、誹、り、を、招、き、か、ね、ない。渡、宋、
し、な、い、で、母、を、ま、も、つ、て、日、本、に、留、れ、ば、そ、れ、は、自、分、の、早、く、か、ら、の、
宿、宿、に、背、く、こと、に、な、る、し、か、と、い、つ、て、母、に、打、ち、明、け、る、の、は、母、を、
悲、しま、せ、る、こ、と、に、も、な、る、と、彼、は、想、い、悩、む、あ、り、さ、まで、あ、つ、た。
こ、こ、ま、で、の、畜、然、の、計、画、と、心、の、葛、藤、の、軌、跡、は、そ、の、ま、ま、成、尋、と、重、
な、つ、て、お、り、彼、と、も、渡、宋、の、決、意、を、ど、の、よ、う、な、つ、ら、い、思、い、で、心、
に、秘、め、続、け、つい、に、告、白、せ、ざ、る、得、な、か、つ、た、こ、と、あ、ろ、う、か。
た、だ、畜、然、の、母、は、こ、れ、は、願、文、と、い、う、性、格、に、も、よ、る、の、だ、ろ、う、が、
渡、宋、を、恨、む、そ、ぶ、り、す、ら、な、く、む、し、ろ、実、行、を、勧、め、る、あ、り、さ、ま、で、
彼、は、喜、び、ま、た、涙、し、こ、の、母、の、態、度、は、仏、道、と、の、縁、を、結、ぶ、「善、縁、之、
母、」と、称、賛、す、る。

畜、然、は、さ、ら、に、男、女、兄、弟、の、二、三、人、と、あ、い、議、し、
奉、國、十、齋、仏、菩、薩、及、弥、勒、文、殊、梵、天、帝、釈、像、一、頂、奉、
書、妙、法、蓮、運、華、經、仁、王、般、若、經、各、一、部、便、於、常、住、寺、五、
日、十、講、供、養、演、說、是、即、為、慈、母、七、々、日、所、逆、修、也。

と、經、典、を、書、写、し、仏、像、を、描、き、母、の、た、め、に、供、養、す、る、の、だ、が、
こ、れ、は、逆、修、だ、と、い、う。帰、國、で、な、か、つ、た、時、に、母、の、法、要、が、
寂、

き、な、な、る、た、め、あ、ら、か、じ、め、死、後、行、な、う、仏、事、を、前、も、つ、て、營、む、
と、い、う、の、で、ある。成、尋、の、催、す、母、へ、の、供、養、も、ま、さ、に、そ、れ、を、意、図、
し、て、の、こ、と、あ、つ、た。畜、然、は、続、け、て、「仏、子、不、知、天、加、慈、
母、数、年、全、仏、子、余、命、自、唐、朝、還、吾、土、再、見、母、面、終、
遭、母、喪、又、不、知、母、者、在、此、土、而、空、亡、子、者、於、他、鄉、
而、不、帰、唯、隨、宿、習、之、所、催、任、運、命、之、自、然、而、已」と、
天、は、母、の、寿、命、に、さ、ら、に、数、年、を、加、え、自、分、は、余、命、を、全、う、して、帰、國、
す、れ、ば、母、と、再、会、し、て、そ、の、臨、終、に、立、ち、合、う、こ、と、が、で、き、る、かも、知、
れ、な、い、し、あ、る、い、は、母、は、亡、く、な、り、自、分、は、と、い、え、ば、帰、れ、な、い、ま、
ま、他、鄉、で、命、を、失、つ、て、しま、う、こ、と、に、な、る、か、も、知、れ、な、い、と、い、う。ど、
う、な、ろ、う、と、も、そ、れ、は、運、命、の、な、せ、る、わ、ざ、で、そ、の、自、然、な、流、れ、に、
身、を、ま、か、せ、る、ほ、か、は、な、い。年、老、い、た、親、を、日、本、に、残、し、て、渡、宋、し、よ、
う、と、す、る、成、尋、と、て、立、場、は、ま、つ、た、く、同、じ、で、母、に、は、た、だ、生、き、て、帰、
國、す、れ、ば、再、び、逢、え、る、で、あ、ろ、う、し、も、し、余、命、尽、き、れ、ば、と、も、に、極、榮、
へ、往、生、し、よ、う、と、語、り、か、け、る、し、か、彼、に、こ、と、ば、は、な、か、つ、た。
母、が、回、想、す、る、中、に、

昔、十五、ばかり、なり、し、ほ、ど、に、三、河、の、人、道、と、い、ふ、人、渡、る、
と、て、唐、に、率、て、た、て、ま、つ、る、縫、ひ、仏、集、り、て、人、の、見、し、に、「い、
か、な、る、人、ぞ」と、人、の、言、ひ、し、に、「親、を、捨、て、渡、る、あ、は、れ、」
など、人、言、ひ、し、何、と、も、お、ぼ、え、ざ、り、し、今、ぞ、親、い、か、に、と、あ、は、
れ、に、「こ、れ、も、人、は、そ、こ、そ、は、言、ふ、ら、め、今、ぞ、身、を、知、る、に、い、み、
じ、う、い、か、で、と、思、ひ、出、で、ら、る、こ、と、多、か、り、け、る、あ、り、さ、ま、の、
と、十五、歳、の、頃、だ、つ、た、長、保、四、年、(1001)、六、月、十、八、日、に、寂、

昭（大江定基）が渡宋するために出立する事件が書き留められる。三月十五日に入宋を上奏し、許されて六月十八日に離京、翌五年八月二十五日に肥前から出航、帰国しないまま長元七年（一〇三四）に宋で没したという。『日本紀略』の長保四年三月十五日条に「上状。向。大宋國。巡。礼五台山」とし、『百鎌抄』にも同日条に「上状。向。大宋國。巡。礼五台山。六月十八日首途。天下上下挙。首。向。聖人房。受戒。世人云。是真仙也」と、その離京に際しては多くの人々が見送り、また受戒したともいう。彼が都を離れる折、その門出は公任の白河山荘でしたことは『公任集』に見えるところで、また「七月七日、舟に乗るにやりたまふける」との詞書を持つ公任の歌によつて、この日に山崎あたりから淀川を下つて難波津へ出立したようである。もっとも、『日本紀略』の永祚元年（九八九）三月七日条によると「入道前參河守大江定基。法名入空。上。状請。入唐」と、彼は十三年前にすでに渡宋許可の上奏をしていながら、この結果についてはどのように処理されたのか明らかではない。

『続本朝往生伝』によると、「大宋國清涼山（五台山）」を拝したいとの本願は幸いにも許しを得、出発することになったのだが、その時にあたつて「於。山崎宝寺。為。母修。八講。以。靜照。為。講師。此日出家之者五百余人」と、寂昭は後に残す母の為に逆修の法華八講を催し、それがあわせて出家者は五百余人にものぼったと記す。婦女は車から自らの髪を切つて

講師に渡したともいうのだから、この日の都はまさに騒然とした状況にあつたわけで、成尋母は七十年ばかり後に寂昭母と同じ運命が自分に襲うとは夢想することもなく、その異常な有様をながめていたのである。

成尋は、五台山巡礼を果たした近い例として、当然のことながら奮然とか寂昭が念頭にあつたはずだが、同時に両者とも母との離別には逆修としての法要を修したことも知っていた。成尋としても、同じくそのような離別の儀式は、せめてもの心の慰めであつたろうし、帰国して母と生きて再会するか、さもなければ死後は必ず極楽往生して蓮の上でめぐりあうかが、彼に課せられた使命でもあつた。

すでに述べたように、成尋は三年の趺座の修行が終る延久二年に出立すべく、準備をする傍ら正月十一日付けの「申文」を奏上した。彼がどのような決意のもとに渡宋を思い立つにいたったのか、そのあたりを知るためにも次に『朝野群載』の「申文」を引用しておこう。

阿闍梨伝燈大法師位成尋誠惶愼恐謹言

請。特蒙。天裁。給。官符於本府。隨。大宋國商客昂
揖。巡。禮五臺山并諸聖跡等。狀
右成尋伏尋。往跡。先賢入唐之輩。本懷各以相分。或為
決。法流之奧旨。或為。禮。聖跡之靈勝。互請。天裁於
本朝。方遂。地望於異域。因。茲探。蹟討。深。究。學顯
密之教文。跋。山涉。水。巡。禮幽邃之名地。而某聊開

法門之樞鍵。纔見數家之伝記。五臺山者。文殊化現之地也。故華嚴經云。東北方有菩薩住處。名清涼山。過去諸菩薩。常於中住。彼現有菩薩。名文殊師律。有一萬菩薩眷屬。常為說法。又文殊經云。若人聞此五臺山名。入五臺山。取五臺山石。踏五臺山地。此人超一四果聖人。為近無上菩提者。天台山者。智者大師開悟之地也。五百羅漢常住此山矣。誠是炳然經典文。但以甲於天下之山。故天竺道猷登華頂峰。而礼五百羅漢。日域靈山。入清涼山。而見一萬菩薩。某性雖愚魯。見賢思齊。巡礼之情。歲月已久矣。加之天慶寬延。天曆日延。天元竄然。長保寂昭。皆蒙天朝之恩計。得礼唐家之聖跡。爰齡迫六旬。余喘不幾。若無遂旧懷。後有何益。宿縁所催。是念彌切也。以六時六行道。一生煮食。常坐不臥。勇猛精進。凝一心誠。及三箇年。於戲航海之棹。非不畏也。偏任殘涯於風浪。懷土之淚。非不落也。唯寄慤望於五峰之月。師跡之遺室。興隆之思豈廢。母老兮在堂。晨昏之禮何忘。然而先世之因。欲罷不能。今世之望。又思何事。望請天裁給。官符於大宰府。隨商客坂向之便。遂聖跡巡礼之望。某誠惶誠恐謹言。

延久二年正月十一日

阿闍梨伝燈大法師位成尋

これまで入唐した先人たちは、法流の奥旨をきわめるため、また聖跡の靈勝の地を尋ねんとして帝の裁可を仰ぎ、異域にあ

つてそれぞれの本懐を遂げてきた。五台山や天台山は聖地として經典にも説かれている通りだが、天竺道猷が華頂峰（天台山）に登つて五百羅漢をうやまい、日域靈山が清涼山（五台山）に入つて一万菩薩を拝したように、自分としても「巡礼之情」をいだくようになってすでに歳月も久しい。天慶年間には寛延が天曆には日延が、天元には竄然が、長保には寂昭がそれ天恩を蒙つて「唐家之聖跡」を訪れたが、自分とても歳すでに六十に迫り、余命とていくばくもない年になつてしまつただけに、何としてでも旧懐を遂げたく、「是念彌切」なる思いである。ひたすら渡宋を「いねがい」、「六時六行道」によつて一心に「常坐不臥。勇猛精進」の勤めをしてすでに三年に及ぶという。このことばによつても、延久二年の時点では「常坐不臥」の精進が三年とするよう、その開始は治曆四年であつたことを知るであろう。

成尋は航海への恐れや日本を去ることへの悲しみがありはあるものの、それ以上に五峰の月（五台山）を望み、師跡を訪れる願いは強くなるばかりである。ただ、彼にとつて老いた母を残すことだけは深い憂いで、朝夕の孝行の思いを忘れはしないが、やはり渡宋の念はやみがたいとも述べる。許可の官符を大宰府に下していただき、宋の商客の帰帆に便乗し、聖跡を巡礼する望みをかなえてほしい、と成尋は縷縷と訴えるのである。なお、この「申文」の骨子は、一年後の延久四年六月一日に宋皇帝に奏上した「奉文」（「參天台五臺山記」）にも用いられ

ており、「就中天竺道獸登 石橋 而礼 五百羅漢 日域靈仙
入 五臺 而見 一万菩薩。ム性雖、頑愚 見 賢欲 斎」などとする。一文はそのまま再利用される。さらにこの「奉文」であらたに加えられている入宋の目的として、「所 隨 身天台真言經書六百余卷灌頂道具三十八種。至 于真言經儀軌 持參
青龍寺經藏 累 其訛謬」と、彼は天台・真言の仏典六百余卷と灌頂道具三十八種を持参しており、とりわけ經書は長安青龍寺の經藏で校合し、訛謬を正したいともいう。この青龍寺は、惠果が空海に仏法を授けた寺として知られており、日本の求法僧との関係は深い。成尋はその後、仏典六百巻を青龍寺で比較したかどうかは不明だが、「參天台五臺山記」延久四年十月十日に「因、之進」上顯密法門六百余巻目録表」とするので、宋帝に獻上してしまったようである。

成尋は「申文」にまで触れていたように、渡宋を願い出ながらも心残りは年老いた母のことで、その別れは彼の心に痛切な悲しみとして持ち続けられたはすである。しかし、彼の情熱を込めて訴えた後三条天皇への「申文」も判断が下されないまま時が推移し、その年はするずと過ぎてしまった。成尋はその後も上申したであろうが、保留のままとなり、ついに翌延久三年二月十六日に彼は待ち切れなくて大雲寺を離れることにしたのである。しかし、宋の商船の動向からすると、急速二月二日に出発せざるを得なくなり、いつにならうともあらかじめ予定されていたことなのではあらうが、正月三十日に仁和寺に母の文によると、「今日なむ筑紫の船に乗りぬる」とあるので、

引き取りを依頼することになる。顔を見交わしての別離は、母にとつては耐えられない悲しみであろうし、母を残す成尋にしても決意の心が鈍りかねないことがあった。このようにして、正月三十日は母にとつて忘れることのできない成尋との別れといふ、悔恨と絶望の日になつたのである。

成尋が宋行きの船に乗ったのは、さらに翌年の延久四年三月十五日、四月十三日杭州着、十六日に「未時与 船頭 共向、宿處。店家廿町許所 置物以 金銀 造食物菓子不思議也」と、唐人の船頭に連れられて「宿處」に赴き、そこに一行は投宿することになる。かなり立派な造りの家だったようで、家主の張三郎は献身的な世話をしてくれる。彼が関心を持ったのは、五月十日条に記す「家主母生年八十五。出来礼拝」とする家主の母親で、奇しくも成尋の母と同じく八十五歳だったという。ことさらこのように年齢まで記すのも、彼は常に母を思い続けていた証拠ともいえよう。

三 出国への奔走

成尋の一行が都を離れたのは延久三年二月二日の早暁、山崎の津の対岸にある八幡から淀川を下り、難波の津から瀬戸内へと出でいったようである。三月になつて備前から出された成尋の文によると、「今日なむ筑紫の船に乗りぬる」とあるので、

児島のあたりであるうか、九州へ向かうことになる。当時においては遣唐使船のよつた公用船が存在しないため、大陸に渡るとなると、成尋が「申文」に記していたよつて「宋國商客」が帰國する船に便乗するしかなく、日本人による商船はまだほとんどのなかった状態である。「商客」は行商人だか、貿易に携わる船主を意味していたようで、その者の判断によって乗船の許可、不許可が決められていたようである。彼が二月十六日の予定を二日に繰り上げたのは、その商客が備前に来ているとの報によっており、乗船の話をつけるため彼は急いで下ることにしたのであろう。しかし、たどり着いてみると、商客はすでに備前から離れて筑紫へ赴いており、彼も便船を求めて後を追うことになったのである。

その後成尋は筑紫でどのように過ごしていたのか不明だが、八月になつての頃、人が訪れて報告するには、

筑紫よりよべまで来たる人の、「八月二十よ日のほどに、阿闍梨は唐に渡りたまひなんとて、船に乗るべきやうにておはすと聞きし」と申す。

おはすと聞きし」と言つてゐるという。この筑紫より訪れた人というのは、成尋をどうして知つてゐるのか、また母に知らせに来た人と筑紫人との関係はなどといつたことは一切明らかではないものの、私はいずれも大雲寺にかかる人々だと思っている。後にも述べるようすに、成尋の渡宋は個人的な発想によるとはいえ、それを支えたのは大雲寺であり、また天台系の多くの僧侶たちであつ

た。また、成尋にとつては従兄でもある肥後守定成や、母方の叔父隆國などの力も大きくあずかっていたはずである。成尋が宋に渡つて後も、大宰府には大雲寺のいわば駐在員に相当する僧達がおり、成尋と都の大雲寺との間の連絡係をしていたようである。商客を追いかけた成尋は、交渉がうまく運んだのか、八月二十余日の宋へ帰航する船に便乗することが決まつたといつて、その準備をしているといふのである。大宰府から大雲寺に連絡が入り、それを大雲寺の使いの者が成尋母に知らせてくられたのであろう。

当時の宋からの船の出入りは、往航は夏、帰航は秋とされ、するが(6)、諸記録によると必ずしもそうはなつていい。ただ、この成尋が便乗しようとする八月二十過ぎの船というのは、まさにその原則に従つたような船で、貿易のために夏來航して帰るところなのであろう。記録などには見えないが、博多を訪れ、また備前などのような内海にも深く入つて來ていたようである。母のもとには成尋からの文もないため、出航するのかどうかわからないものの、ただ一日一日遠ざかっていくようないだけは彼女はひしと感じるのであつた。

数日後のことであろう、「筑紫へまかる者なり。御文や賜ふ」と言つてきたため、彼女は半信半疑のまま成尋への文を筑紫へ帰るという者に託したのである。順調に進めば、八月末に成尋は大陸へと向かつたはずだが、船は事故でもあつたのか、あるいは成尋側に不都合が生じたのか、彼は乗船していないだけで

はなく、「十月十三日の灯ともすほど」に突然のよう^に帰京してきたのである。これに近い頃の永承二年（一〇四七）十二月二十四日条の『百鍊抄』によると、「渡唐者清原守武配・流佐渡国。同類五人可・浴・徒年・之由被・宣下・件守武。大宰府召・進之。於・貨物・者納・官厨家」と、私に入宋して貿易を嘗もうとした清原守武は発覚して佐渡に流罪、与党五人は徒刑に処せられ、貨物は没収となつたという。このような状況にあるだけに、便船があれば勝手に出国できるような国情ではなく、成尋としても慎重を期さなければならなかつたし、それだけになおさら正式に宣旨を得て渡宋したくも思つたはずである。

成尋は十月十三日の夜は岩倉に行き、翌日の午後四時頃に再び訪れ、そのままあわただしく淀の津に向かつてしまつた。彼の後を追うように「大殿（頼通）よりもこと殿ばらよりも御文どもあれど」とあるため、彼は十四日は朝から有力な貴顕のものを訪れるなどかけずりまわつていていたよう、それは当然なことながら渡宋の宣旨を拝領できるようとの画策をしていたのである。もつとも帰つてきた理由として、彼は「今ひとたび來て見よ」とありし文の、「いとほしさになんまで來たる」と、母の手紙に「もう一度帰つてきて逢つてくれ」と書かれていたためだとする。この手紙というのは、八月二十余日に出航するとの筑紫人の報に、帰國に際して託した文であつたよう、これからみても成尋と大雲寺との間では緊密な連絡がなされていたことが明らかであろう。

成尋のこれから行動は、備中の新山で百日ばかりの勤めをし、正月には再び帰京して「内裏に宣旨申して、賜ばば、本意のやうに唐に渡りて、申して来ん。賜ばばは、とどまりてこそはべらめ」というのであつた。百日の勤めは、渡宋への実現へ向けての折りであり、六十一歳になつた厄年への精進と、さわりなく宣旨の下るのを期待したことであつたろう。十一月になつて成尋からの文があり、それには「十月二十日ぞ、備中の新山といふ所にまで來たる。正月のほどに人おこせん」とあつたよう、都から六日後に新山入りし、これから百日の修行、その間正月に人を遣わすというのである。「かならず正月にはまで來なん」と約束していた成尋自身の上京が、手紙では「正月のほどに人おこせん」と表現に異なりを見せるのは、宣旨をめぐつての扱いに微妙な変化が生じたためであろうか。

延久四年の正月が訪れたものの、成尋自身はもちろん使いの者の上洛もなく、さすがに岩倉の僧達も心配になつてきたりで、「御迎へにも試みに」と、正月十四日になつて下ることになり、母は成尋宛の文を託すことにする。「徒步より参る」と出かけたのは冬の海の荒れるのを恐れたためか、そのあたりの事情は明らかでないが、備前で成尋と出会つて用事はさせたのであらう、使いの僧達はほどなく帰京してきた。一月十四日に成尋から文が届き、それには、

これは、備中より遠き安芸の国といふ所にまで來たり。
唐人ありなし聞きて、四月に京にはのばらん。

とあり、すでに彼は備中から安芸に足をのばし、そこで唐人の所在を確かめ、あらためて四月に上京しようという。備中に迎えに行った僧達は、「船に乗りたまひしを見て來し」と報告しているので、一月末に百日の勤めを終えた後、成尋は児島あたりから安芸行きの船に乗り込んだのであるうか、それを見届けて帰ってきたのだという。

昨年十月に帰京した成尋は、正月に上京して「なほ内裏に宣旨申して」と、渡宋許可の宣旨を得ようとしていた。使いの者もよこさないまま一月も過ぎ、二月の安芸の國からの手紙では、四月に京都に戻ってくるという。これはいまだに宣旨の降りないのを督促するためであり、宣旨があり次第、昨年の八月に乗船予定の船便があつたように、今年こそは同じく秋に宋に帰航する船に乗り込もうとの思いによるのであろう。

三月も末になつた二十七日、雨のしきりに降る日だったが、母は「阿闍梨はおはすらん」と、四月には上京するという阿闍梨との再会を楽しみにしていたところ、人が訪れ「周防の國におはしけり」と告げたのである。そしてほどなくであろう、人のもとに届いた文によると、「阿闍梨は筑紫へ唐人尋ねおはすとて、船にのりまたひにけり」との報がもたらされる。成尋は二月に安芸、情報を得て周防に赴き、そこで乗船の話がまとまつたようだ、彼はすぐさま筑紫の大宰府へ唐人（商客）に会いに最後の国内の移動をしたのである。五月五日、「早く渡りたまひにけり。筑紫の人々も、あはれがり泣きし」と、人々によ

つて彼女は決定的な知らせを受けるが、成尋は三月十五日に乗船し、その頃すでに杭州に着いていた。

成尋から連絡があつたのは六月十余日、そこには三月十余日に唐の船に乗つたこと、極楽で再会したいことなどがしたためられ、もはや彼女には手の届かない存在になつてしまつたと思はれられるばかりであった。十月十一日、成尋と行動を共にし、船には乗らなかつた僧からの文があつたが、これには三月十五日の出航から、杭州に着いた状況、天台山へ巡礼することになつたことなどがかなり詳細に記されていたようである。文の内容以上に彼女が興味を示したのは、この僧の語つたことばかりで、

「御房渡したてまつりたる唐人に会ひてはべりき」と語る。「來年の秋はかならず来ん」とのたまひしかば、春

まかりて、秋は具したてまつらんと言ひき」と言ふ。「さればまかりあひて、我也參らむ」とて「往なんとす」と言ふ。

と、成尋を宋に連んだ唐人に出会つたところ、成尋は「來年の秋にはきっと帰國しよう」とおっしゃつたので、自分としても春には宋に出て日本にやつて来るつもりだ、と言つたというのである。この唐人は商客なのであるが、三月に成尋一行を船で運び、秋になつて再び杭州から筑紫にやつてきたのである。その唐人とこの僧が出会つて成尋の様子を聞いたわけで、船旅の間での会話なのである、成尋は唐

人に「来年の秋は日本に帰る」と述べたという。そこで唐人は、

「来年（延久五年）春には博多を出航し、杭州で成尋一行を乗せ、秋には日本にやつて来よう」とこの僧に語ったのである。

成尋の乗船した唐人の船は筑紫と杭州との間をかなり定期的に往来していたようで、春に筑紫を出航して杭州に着き、しばらく停泊の後秋に筑紫を訪れるという周期である。唐人と会つて成尋の様子を聞いたという僧は、「このような事情なので、来年の春の杭州行きの便には私も乗つて出かけ、向こうで成尋と会つて日本にお連れする」というのである。

延久五年正月七日、今年の秋には成尋が帰国するはずで、治部の君の文を持って来た僧も、「筑紫へまかで、唐人の渡らんたよりに参りて、やがて御房のこなたにおはせんに来ん」と、これから筑紫へ下向し、春の唐人の定期便で杭州に向かい、成尋と出会つてそのまま日本に戻つてくるという。母としても心待ちにし、成尋宛ての文を託したもの、その僧は一向に筑紫に赴いた気配もなく京に留つてゐるとの噂を耳にするにつけ、今更取り返すこともできず、どうなつたのかと不安な思いもしたという。杭州まで出迎える僧はほかにもいたかも知れないが、ともかくこのような話を聞くにつけ、母はもうすぐ成尋と再会できる喜びに胸をふるわせる思いだつただろう。その年の秋まで母は生きていたかのかどうか、成尋は帰国の船に乗らなかつたのは確かである。

四 商客孫忠

成尋は延久三年八月二十日過ぎの船で渡宋する可能性もありはしたが、事故によるのか乗船することができず、翌年三月の唐人の船で肥前を離れたのである。四月には一度帰原するという話も立ち消えになつてしまつたのは、結局申請し続けた宣旨を断念したことを意味しているのである。

成尋は母が綿々と綴つてゐる日記の存在など知らないまま、まるでそれと交替するよう渡宋に向けて乗船した日から彼は『参天台五臺山記』を記録し始めていった。その書き出しである延久四年三月十五日は、

寅時。於肥前國松浦郡壁嶋。乘唐人船。一船頭曾聚喜。云南雄州人。二船頭吳鑄。喜。福州人。三船頭鄭慶。喜。泉州人。三人同心令。乘船也。船頭等皆悅給物。密々相構也。志与物。米五十斛。絹百疋。樹二重。沙金四小両。上紙百帖。鐵百廷。水銀百八十両等也。同乘。唐船人。頼縁供奉。快宗供奉。聖秀。惟觀。心賢。善久。沙弥長明。不乘。船還人。永智。尋源。快尋。良德。一能。翁丸。拭。涙去。辰時依西風吹不。出。船在壁嶋西南浦。……海辺人來時。諸僧皆隠入。一室内。閉絶。音。此間辛苦不可。宣尽。などとあり、出航の状況をかなり詳細に知ることができる。まだ朝暗い寅の刻に乗り込んだ宋の商船は三艘で一船団をなしていたらしく、第一船の船頭曾聚は南雄州人（広東省）、第二船

の呉鑄は福州人（福建省）、第三船の鄭慶も泉州人（福建省）といった出身で、この三人が心をあわせて成尋一行を乗船させてくれたのだという。内密の相談により、船頭に宋までの船貨（7）として「米五十斛、絹百疋、樹二重、沙金四小両云々」などかなりの物資を支払っているが、これ以外に渡航の方法がないとすると要求されるままにせざるを得なかつたであろうし、また逆に成尋がこれだけの代価を支払ったというのは、個人的な計画ではなかつた証左でもある。これは乗船のために必要とした船賃に過ぎなく、大陸に運んだ物資はこれの数倍にものぼっており、その膨大な費用の調達をはじめ、船に積み込むまでの輸送手段など、成尋の背後には大きな組織があつたことを予想させる。

さて、宋の商船に乗り込んだのは、成尋のほかに頼縁・快宗・聖秀・惟觀・心賢・善久・長明の七人、下船したのは永智・尋源・快尋・良徳・一能・翁丸の六人とあり、この両者をあわせた十三人が最後まで成尋と行動をともにしていたようである。「拭涙去」とするのは、母に人々が語った「早く渡りたまひにけり。筑紫の人々も、あはれがり泣きし」とするのを指しているのである。下船の僧の大半は岩倉から供をした者であろうが、その後筑紫にとどまつて宋の成尋と都との連絡その他を果たしたことはすでに述べたところである。

成尋は宣旨の下付を最後まで求め続けたものの、それは実現しないまま乗船したためであろうか、海辺の人が船に近づくと

皆一室に入り、戸を閉めて音も出さないようにしていったという。「此間辛苦」と、出航するまで成尋一行は人に発覚するのを恐れて船室に隠れるなど、ことばには尽くせない辛苦があつたようである。それと出航の地として壁鳴というのはあまり記録には見ない地名だけに、商船としても密行者を運ぶだけに用心したのであろうし、それだけに船賃も割高になつたのではないだろうか。

ところで、成尋が渡宋のために探し続けていた「唐人」というのはこれら三船の船頭ではなく、「申文」にもあつた「宋国商客」を意味するが、それは『統本朝往生伝』に記される「私付」商客孫忠商船」とする。密かに乗船した「商客孫忠」を指す。いわば孫忠は杭州と筑紫とを結ぶ定期的な商船のオーナーであり、貿易主でもあつたようである。この孫忠こそ、実は宋の日本進出に重要な役割を持つていた人物であり、日本の対外関係の交渉相手としても大きな存在だった。

孫忠の名が日本の記録に留められたのは『帥記』の治暦四年（1068）十月二十三日条がもつとも早い例ではないかと思うが、

件商客參來者、延喜之比被、定年記之後、或守、彼年記
被從廻却、或優其參來、被聽安置、抑件孫告年
記相連、頻企參來、尤々被放却者」、
と、「孫告」（8）（「孫吉忠」「孫忠」の誤写）が取り決められた年記を無視してしきりに日本を訪れることが陣定での討議

事項として取り上げられている。これは以前から日本政府にとって頭の痛い問題だったようで、『小右記』の寛弘二年（一〇五）八月二十一日条に「宋人定年紀可來由給官符了而不待彼期早來若可被追却者早任彼官符可被追却歟云々」と、宋人の来朝は「年紀」（最小限二箇年）（9）の取り決めがあるはずにもかかわらず、それを無視して訪れるからには、「官符」の規定に従って帰港を認めず追放すべきではないかという。この日の協議の結論としては「早可、追却、之由定申了」となったものの、「令見左府（道長）氣色似可被安置」と道長の意向もあって、翌二十四日には「可、安置」之由被下、宣旨了者」と、追放から一転して安置することが決められたのである。この背景には「唐物内裏焼亡間悉以失了、殊撰可、然之物被交易有何事乎」と、長保五年（一〇〇三）九月に内裏造営があつたものの、珍重すべき唐物はすべて焼失しているため、格別に選択した品物だけの交易には何の不都合があろうかという、実利的な政策を優先しての決定であった。

この事実に象徴されるように、当時の日本の対外方針は、宋との交流を積極的に図つていこうとするのではなく、できるだけことを荒だてないその場限りの消極的な処理をしながら、珍しい唐物だけは手に入れたいという方法でもあった。政府間の交流が不活発でありながら、一方では貴族たちの唐物に対するあこがれから、宋との関係はとかく一方的で、それだけに私貿

易なり、密貿易の横行という状態にもなっていた。『小右記』の長元元年（一〇二八）十一月二十九日条にも「大宋国商客文商等、定申可、廻却之由、若可、返、給貨物歟、延喜間近代定雖有廻却、宮不被返、貨物此間可定申者」と、これも年紀を無視しての来航に、「延喜」の規定によつて「廻却」を適用すべきかどうか、宮中に贈られた品物を返却すべきかどうか、などといった論議が繰り返されているのである。品物を受納したとなると、相手を正式に使節と認めたことになりかねないし、そうなると返しの品をどうするか、といった問題とも絡んでくる。

『帥記』の記述に戻ると、ここで「延喜之比被定年記」とするのは、右の『小右記』でも触れられているように、まだ唐が存在した延喜年間という百年前の規定をここで適用しようとしているのである。これまで「廻却」に従わせたり、来航を優先してそのまま日本に留める「安置」をしてきたこともあるが、それでも孫忠は「年紀」の違反はともかく、「頻企參來」とあまりにも頻繁な往来であるという。これは成尋の渡宋する四年前のことでの、当然孫忠の存在を彼は知っていたであろうし、孫忠に話を通じれば渡宋の可能性もあると考えていたに違いない。

孫忠は宋の商客であるだけに、通商を目的としての来航ではあったが、ただ彼には宋皇帝から別の大好きな使命も与えられた。同じ『帥記』承暦四年閏八月五日に「唐人孫忠愁狀云々」

とあり、十四日条に「宋朝商客孫忠持參錦綺、可、被、納歟、若被、納者、可、有、答信物、歟者」と、孫忠の贈った錦綺を受納すべきかどうか、受け入れると「答信物」が必要になるなどとする。これほどに錦綺が問題となるのは、商客孫忠個人の贈物ではなく、その背後には宋朝が存在していることによる。『帥記』の同月十四日の記事に、

大宋國錦綺事、近來有、被、問之事、者、一定之後、可、被、量行、歟、次人々同、之、予定申云、大國皇帝被、獻方物早被、交納、於、事可、穩、但件事近日有、被、尋問經平朝臣、云々、然則經平朝臣弁申之後可、遣、返牒歟、至、于答信物、者、毎度不、可、返遣、歟、次々人々略被、同、之、

と、これは宋国皇帝からの錦綺であるため納めるべきであり、先日經平朝臣が孫忠に尋問もしているので、その意見を聞いた上で、宋国へ「返牒」をつかわすのがよいとする。ただし贈られた品物に対して、いちいち返しの品を用意する必要はないのではないか、というのである。

あまり詳細な考証は省略するが、『帥記』や『水左記』等によると、同年四月に孫忠は宋朝の国書を持参して筑紫に来航したため、筑前守とか肥後守などが尋問し、その報告書なのであるが、「日記」を書きまとめた。その国書に問題もあったようだが、解決のつかないままになったことによるのか、孫忠は越前に入港し、そこから宋皇帝の文書を差し出そうとしたので

ある。さまざまな論議を経て、国書だけは越前から受け取り、孫忠は大宰府から上陸すべきであるとの結論を得ることになる。このように、孫忠はいわば宋国の使節として来朝する性格も有していたのであり、国交をどのように結ぶか方針が政府にはなかっただけに、贈物を受け取るか、返品するか一つでも大騒ぎの状況だったのである。

宋の神宗皇帝が即位したのは、日本でいえば治暦四年のこと、積極的な対外政策を推し進めた時代でもあり、日本にも商客などを通じて通商をしばしば求めてきていた。諸記録に孫忠の名が登場するのもそのような背景があつたのであるうし、あまりに多過ぎる昨今に、『百鎌抄』承暦二年十月二十五日条に、

諸卿定、申大宋貢物事。賜、唐黃等、也。此事已為、
朝家大事。唐朝与、日本。和親久絶。不、貢、朝物。近日
頻有、此事。人以成、狐疑。

とするように、正式の国交のないまま頻繁な「宋国貢物」人々は「狐疑」をいだくありさまだったという。このような複雑な状況のもとに成尋が渡宋を願い出、なれば強引に初志を貫くように渡海したことは、修行したいとの意志の強さを示した美談でもあろうが、政治的にみればまた異なった判断もできるようである。

五 帰国しない成尋

貞然の渡宋は、五台山への巡礼など宗教活動が目的であったのだろうが、それを受け入れた宋朝はそれほど単純に考えていたのかどうか、「宋史」日本伝には日本の歴代天皇の名を初めとして、国土や風土、それに金の産出地まで貞然によって語られたと記録されるように、いわば外国を知るのに都合のよい入国者でもあった。すでに引用した「本朝文粹」に納められる母のための「願文」に「本朝久停、乃貢之使、而不遣」と、承和三年（八三六）の第十七次遣唐使以後両国の正式な国交は途絶え、「貢之使」とするように使者を遣わされることもなかった。彼がどのような宣言を得て入宋したのか不明だが、宋朝では貞然を十余国に朝貢の列に加えたという（10）。そのような意図を日本の政府は持っていたはずだが、貞然は宋朝になっての最初の朝貢使として歓待され、その後の東方外交にも大きな影響をもたらしたはずである。

宋の神宗皇帝はますます外との交渉を積極的に推し進め、高麗や日本への航路の港として明州を開放し、各國へ朝貢を求めるようになつた。『百鎌抄』の承暦二年十月二十五日条を引用したように、あまりにもたび重なる宋皇帝からの朝物に「狐疑」を持ったというほどだから、日本の官僚たちはその意図するところがはかりかねたようである。承保三年（一〇七五）六月一日条に、

諸卿於殿上定申大宋國返信物事。或云。可遣和琴。或云。可遣金銀類。或云。可遣細布阿久也玉。先於陣唐人孫忠悟對問事。

と、大宋國への返信物は何がよいのか、「和琴」だと「金銀類」、「細布」「阿久也玉」（真珠）など侃侃諤諤の議論の果て決まらず、陣に孫忠を招き入れてふさわしい品物を尋ねるありさまであった。このような場にも孫忠の姿を見るというのは、彼がたんなる商客ではなく、宋皇帝の意向を受けて深く日本の宮中にも入り込んでいたことを示しているであろう。また、永保元年（一〇八一）十一月二十五日には「諸卿定申大宋國牒狀事」と、宋皇帝の国書に對して返書をどうするかの討議があり、これについても『帥記』『水左記』に詳しいが、最終的には翌二年十一月二十一日に「遣大宋返牒。翌遣奏。左中弁匡房朝臣書、之」と、匡房によつて返牒がしたためられ、それは孫忠が帰国するのに託されたのである。

宋朝としては、正式な国書を取り交わすことによつて通商をより活発にしたいとの思いで贈物の攻勢をかけ、「牒」を執拗に求めたのだろうが、日本側は積極的に対処しようとの意図はあまりなかつた。そのような状況だけに、宋としては朝廷ともつながりのある高僧の入宋はむしろ歓迎すべきことで、それによつて対外的な政策に利用しようともしたのである。日本の政府としても、そういった宋朝の意図を知つてもいただけに、とりわけ神宗皇帝の出現以降は高僧の渡宋について慎重にならざ

るを得なかつた。成尋の渡宋申請は、これまで考査してきたように宣旨の下付はなかつたが、また否決されたわけでもなかつたようである。これについて、「おそらく、加持祈禱にすぐれた効驗を發揮する」この高僧の渡宋を、朝廷をはじめとする貴顯の間に許したくない空気が強かつたからなのであろう」（講談社学術文庫）とする、いわば成尋の宮中における存在の貴重さから解釈しようとするのがこれまでの立場であつた。しかし、成尋は宮中社会に不可欠な人物であつたわけではなく、後冷泉天皇の加持にも宮阿闍梨など多くの僧が参加し、彼は頼通の護持僧ということもあつたにしても、最後まで天皇のそばに留つてはいなかつた。

当時の政府にとって、対外政策はまったくの無策といつてもよい状態で、そのつど対処して決断するか、決定を先にのばすしか方途はなかつた。成尋の渡宋申請にしても、それがどのような事態を招くことになるのか判断がつかないまま、いわば保留の状態で放置され、最終的には黙認といったことになつたのではないかと思う。高僧であるが故に手離さないのであれば、拒否の判断を当然出してしかるべきであろう。成尋としては、何としても宣旨の下付を得るよう最後まで努力したのは確かで、許可のないまま密航するしかないと決断した彼にとって、壁嶋で乗り込んだ船が出航するまでは不安な思いで過ごしたことである。

成尋は宋に渡つて後天台山に赴き、ついで六月五日には五台

山への巡礼を願い出るが、閏七月五日にはその許可が降り、皇帝拝謁まで許されるという厚遇ぶりで、これなども宋朝の対外政策の一環と考えての対処と考えても誤りはないであろう。彼は延久五年三月四日、祈雨の法によつて大雨を降らせ、人々を感嘆させるとともに、皇帝の信頼を勝ちえたのは確かである。それがために、成尋は宋朝から帰国するのが許されなかつたとするのもまた、これは一面を述べるに過ぎない。

母の記すところによると、筑紫から文を持ってきた僧は、成尋を連んだ唐人（孫忠）と面談し、延久五年秋には帰国すると言つていたとのことなので、「自分も春の便で杭州に渡り、お連れしてともに帰つてきたい」と述べたという。成尋は、渡宋した年に天台山・五台山に巡礼し、翌年には祈雨の法によつて皇帝の称賛を得て善恵大師の号と紫衣を賜るという榮誉に浴することができる、まさに延久五年の夏か秋には乗船して帰国できる状態にあつたし、それが一行の予定でもあつた。

『參天台五臺山記』の最後は延久五年六月十二日の記事で、それに、

天晴。卯時陳詠來。相定新釈經仏像等、買、船可、預送、并賜、預大宋皇帝志「送日本」御筆文書至、于物實者人、孫吉船了。五人相共今日乘、孫吉船了。

とすので終つており、渡宋した七人の僧の内五人が、昨年と同じ孫吉（孫忠）の船に乗り込んだという。唐人の孫忠は、来年の秋には迎えに行って必ず日本にお連れすると明言したよう

に、彼は約束を果たしているのだが、ただ成尋はこの船には乗らなかつた。陳詠は日本に五度も出かけたことがあるという通訳で、成尋の勤行する姿を見て自分も発意し、四月十一日に仏道に仕える身となつた者（僧名悟本）である。經典、仏像等を買ひ求め、さらに宋皇帝の志による「御筆文書」とともに孫忠の船に運び込み、供僧の五人が帰国の途についた。

渡宋の目的をすべて果たした成尋は、帰国の約束をしておきながらどうして孫忠の船に乗らなかつたのか、皇帝から引き止められた様子もないし、格別な感懷も記してはいない。『成尋阿闍梨母集』は延久五年五月五日の記述の後、極楽を希求する思いを綴つたところで終つてゐる。あるいは、この後しばらくして母は亡くなり、しかもこの年の孫忠の船が五月中旬にでも筑紫を出航したのであれば、その情報は成尋の耳に達することになる。皇帝からの「御筆文書」が渡されてゐたといふのは、國書であるだけにわざとかな扱いをすべきではなく、成尋が帰國するのを知つていたからこそ下付されたはずで、供僧の帰国に過ぎないのであれば託すことなどあり得なかつたに違ひない。すると、成尋はぎりぎりまで帰国するつもりでいながら、最後になつてそれを取り止めたことになる。ただ、六月になつて孫忠の船が杭州に入ったとの記録を成尋もしていなければ、れもたんなる想像に終つてしまふかも知れない。

もつとも日本の情報は孫忠からだけとは限らないようで、五月二十日成尋は杭州入りし、二十一日に「辰時通事陳詠來。劉

鋸・李詮從・日本・來由。告一乗房乗船來者。乍、悅迎、送人處皆船頭等相共來拝。點茶并分酒二瓶了。六船頭各一瓶。有坐禪供奉・円宗房・清水四禪師書。即彼緘之処感淚頗ト」と、「六船頭」とするよう日本から六艘もの船の入港があり、ここで思いがけなくも一乗房永智が乗船してゐることを知るのである。永智は昨年三月に壁嶋を離れた折に下船した一人で、母の日記に筑紫から文を持参し、唐人の船に乗つて迎えに出かけると語つた僧と同一人物なのであろう。「さればまかりあひて、我も参らむ」と言つてゐたように、孫忠の船ではなかつたが、まさに成尋が帰国する時期にあわせて杭州を訪れたのである。

それだけではなく、永智が預つたのであろう、坐禪供奉・円宗房・清水四禪師の消息もあり、読みながら成尋は感涙でむせぶありさまだつた。昨年の成尋の場合、かなり雨風のため停泊した日数が多くたせいもあるが、壁嶋から杭州までは三週間余かかるつており、今回の航海を二十日とする、永智の船団は五月初めに出航したのであらうか。すると母はまだ健在であり、その死を知つて成尋は帰国を諦めたという想定は無理になり、宣旨の下付のないままの密航に対するためらいによるのか、さらに仏道へのあくなき精進のやみがたい思いが彼を留らせたのか、別の理由を考える必要があるだろう。

『參天台五臺山記』の最後の六月十二日条を書き終えると、成尋は帰国する五人の僧にこの記録を託し、二人の僧とともに

宋に留ることにした。杭州を出航した孫忠の船がどのような航路をとつて筑紫に渡ったか知らないが、その後の弟子たちの消息は同年十月の『百鏡抄』に、

入唐僧成尋帰朝。大宋皇帝被、獻、金泥法華経。一切経。

錦二十段。

と、宋皇帝からの献上品を届けたことによつて、無事に帰国していたと知る。ただ、ここで成尋自身が帰国したように記されるが、弟子たちの誤りである。成尋は宋皇帝から預った贈物を帰国僧に託したに過ぎないが、結果として彼は宋朝の使命を帯びた役割を果たしたことにもなる。承保二年（一〇七五）正月二十六日の条に「左大臣以下参入。大宋國皇帝付、入唐闍梨成尋。獻、貨物、有、之」と、再度献上品のあったことが記され、さらに同年十月二十六日条には「諸卿定^ヨ申諸道勘申大宋皇帝付、成尋所、獻貨物可、納否」と、成尋のもたらした宋皇帝の品物を受納するか否かが陣座での議論の対象になる。献上品が帰国僧に預けた宋皇帝の贈物、それを受け取るかどうか、贈答品は何がよいのか、それだけのこととて三年間も要しては、その後の追加があつたのかと思いたくなるが、『水左記』の同日条に「今日陣定也」とし、以下割注で「大宋國皇帝付、成尋阿闍梨弟子等帰朝、被、獻、經錦等、可、納否事」と、弟子などの帰国にともなつて託された品物であることが明らかにされる。

十一月五日には、どのような贈答品が適當か、右大臣師房は外記に命じて先例を調べさせる始末で、すでに記したように、

翌承保三年六月一日には和琴か、金銀類か、細布か、真珠かと品物の候補が列挙され、揚げ句には孫忠に相談を持ちかけることになる。その結果がどのようになつたのか不明だが、いかにも悠長な対応だけが目についてくる。さらに、注目すべき記述が、孫忠に相談した同じ六月一日の『水左記』には、「大宋國方物使等悟本与、孫思文告、対問之由、或云火取玉、水銀、美乃長絹、真珠、或云、長絹、細布、金銀類、或云、被、和琴相加、何事有哉」と、「孫思文告」は孫忠吉だが、もう一人の問答した人物に「悟本」の名が記される。これは成尋が杭州に着いた時から通訳をしていた陳詠の僧名で、五度も日本に来たことがあるという人物である。彼が成尋のもとから離れていつ日本に来たのか明らかではないが、あるいは延久五年に五人の供僧とともに孫忠の船に乗ったのかも知れない。

成尋が帰国僧に預けた宋皇帝の贈物、それを受け取るかどうか、贈答品は何がよいのか、それだけのこととて三年間も要しては、通商関係だけではなく、國交とも絡むだけに慎重に対処する必要があつたのは確かである。大宋への返牒が使わされたのは、それからさらに三年後の永保二年十一月になつてのことであつた。このように宋皇帝神宗は、商客孫忠等だけではなく、さらに入宋した僧成尋までも利用して日本へ開放を求め続けもしたのである。そういう国際情勢にあるとも知らず成尋は母を置いて渡宋し、結果として宋朝の対外活動の一翼を担いはしたが、

本人はそのような思惑とは別の世界で理想とした「心のどかに行ひ」をしたはずで、滞在九年後の永保元年（一〇八一）十月六日に七十一歳で亡くなつたという。

注

（1）本文は、島津草子『成尋阿闍梨母集・參天台五臺山記の研究』（昭和三十四年刊、私家版）と平林文雄『參天台五臺山記 校本並に研究』（昭和五十三年刊、風間書房）により、私に返り点等を付した。

（2）『入唐巡礼求法記』（東洋文庫）では志賀島を夜半に出航して十日目の六月二十七日条に「疲鳥（鳥）信宿して去らず」とあるが、これを指すのであらうか。成尋の記すように「浜雀」は見当たらない。

（3）『成尋阿闍梨母集』の本文は、拙編『要成尋阿闍梨母集』（貴重古典籍叢刊別巻一、角川書店、昭和六十二年刊）により、句読点を付したり、一部漢字にあらためた。

（4）諸注（島津草子『成尋阿闍梨母集・參天台五臺山記の研究』、平林文雄『成尋阿闍梨母集の基礎的研究』、宮崎莊平『成尋阿闍梨母集』講談社学術文庫）いずれも「生きて」とし、「その三年の修業がすむまで生きていて、その渡宋のための出立を見まい」と解釈するが、日本語的な表現としては「生きで」とすべきであろう。

（5）岡崎和夫氏も、治暦四年から「趺坐」は始まつたとす

る。「成尋の渡宋宣言をめぐる問題」（「解釈」昭和六十三年八月）

（6）出航場所と時代は異なるが、渤海國から日本への航海は、季節風を利用して帆走だけに「冬来夏帰」というサイ

クルが多かつたようである（上田雄『渤海國の謎』講談社現代新書）。

（7）森克己「戒覚の渡宋記について」（「中央大学文学部紀要」第63号、昭和四十七年三月）にも、宋商が船貨で暴利を得ていたことが明らかにされる。

（8）『扶桑略記』承暦四とし閏八月三十日条に「大宋国商人孫吉忠賛明州牒云々」とあり、「孫吉忠」は「孫忠」であり、また「孫吉」とも呼ばれたようで、『帥記』（史料大成）の「孫告」は「孫吉」の誤写か誤植である。

（9）森克己「日宋貿易の研究」（昭和五十年刊、国書刊行会）によると、「貿易の許可・不許可決定に際して、準拠すべき根本規定は、商船に対して予め規定せられた来航年限、即ち一定の歳月（最小限二箇年）を隔てて来航すべき約条であつて、若しこの規定を犯して頻繁に来航するものがあれば、政府は官符を大宰府に下し、即時本国へ回却を命ずる方針であった」とする。なお、これ以前の渤海國との交流は「一紀一貢」（十二年間隔）の取り決めがあつたもの、これも厳密には遵守されなかつたようである。

（10）注8の著書による。
(いい・はるき)